

# 練馬区から国外へ転出される方へ

## 1 印鑑登録証明書について

(1) 転出届出後は、転出予定日の前日まで、窓口で印鑑登録証明書の交付請求ができます。

【必要なもの】

①パスポート ②印鑑登録証（印鑑登録カード）

※コンビニ交付・証明書発行機は、転出届を出されるとご利用できなくなります。

(2) 転出予定日以降は、印鑑登録証明書の交付ができません。なお、印鑑登録証（印鑑登録カード）についてはご自分で裁断のうえ廃棄するか、区民事務所へご返却ください。

※国外においては「サイン証明」の交付を受けることができる場合があります。詳しくは、現地にある日本の在外大使館・領事館等にお問合せください。

## 2 個人番号カードまたは最新の住所・氏名等が記載された通知カードをお持ちの方へ

転出届出時に、個人番号カードまたは通知カードを持参された場合、転出届に個人番号カードまたは通知カードを返納する旨をご記入ください。返納された通知カードまたは個人番号カードに国外への転出により返納された旨を表示のうえ、還付いたします。帰国して日本国内に住所を定める場合に、その通知カードまたは個人番号カードを転入する区市町村窓口へお持ちください。\*通知カードに最新の住所・氏名等が記載されていない場合は返納不要です。

## 3 住民基本台帳カードをお持ちの方へ

国外へ転出をされると、住民基本台帳カードが失効します（失効した住基カードは当区へご返却ください。）。平成 28 年 1 月以降は、住民基本台帳カードの新規発行・再交付はできません。

## 4 国民年金について

国外へ転出をされると、国民年金の資格は転出日の翌日で喪失となります。任意加入を希望される方（日本国籍を有する 20 歳以上 65 歳未満※ 2 号に該当する 3 号除く）は、転出届の際にお申し出ください。帰国後は、国民年金加入手続き（20 歳以上 60 歳未満で 2 号、3 号被保険者除く）が必要となります。※在外加入中の方も国民年金への切り替え手続きが必要となります。短期間だけ住所を国内に有した場合でも、その都度切り替え手続きが必要です。（※外国人の方は、任意加入ができませんのでご注意ください。）

## 5 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険について

国外へ転出されると、加入者の資格は転出日の翌日で喪失となりますので、保険証はお返しください。

納期限を過ぎた保険料は、転出前にご納付ください。なお、転出月の保険料は再計算・精算が必要ですので、必ず出国前に以下の各担当窓口にご連絡ください。精算完了が出国後になることがありますので、あらかじめ国内の代理人もお届けください。（国民健康保険：03-5984-4554、後期高齢者医療制度：03-5984-4588、介護保険：03-5984-4592）

## 6 住民税について

特別区民税・都民税（住民税）に未納がある方は、転出前にご納付ください。納付できない方は、収納課納付案内センター（03-5984-4547）にご相談ください。

また、納税管理人の届出が必要な場合がありますので、収納課個人収納係（03-5984-4542）にご連絡ください。

## 7 外国人住民の方が国外へ転出される場合の注意点（再入国許可について）

現在の在留資格で再入国の予定がある方は、再入国許可を受けてから出国してください。再

入国許可を受けずに出国すると、現在の在留資格が失効します。特別永住者、永住者や在留期間が長期間残っている方は特にご注意ください。詳しくは、出入国在留管理庁（外国人在留総合インフォメーションセンターTel0570-013904）へお問合せください。

※再入国許可は2種類あります。

①再入国許可

- 出入国在留管理局で「再入国許可申請書」を提出すると、パスポートに再入国許可の証印が貼られます。再入国許可の有効期間は最長で「5年」（特別永住者は「6年」）になります。手数料は、一回限りが3,000円で、数次が6,000円になります。

②みなし再入国許可

- 有効なパスポートと在留カードまたは特別永住者証明書を携帯して出国する外国人が、出国の日から「1年以内（※）」（特別永住者は「2年以内」）に再入国する場合には、①の再入国許可を取得しなくても、手数料が不要で「みなし再入国許可」制度を利用することができます。  
※出国の日から1年を経過する前に在留期間の満了日が到来する場合は、在留期間の満了日までとなります。
- 空港等から出国する際、「再入国用のEDカード」の「一時的な出国であり、再入国する予定です。」の欄をチェック☑してください。

## 国外から転入する場合の手続きについて

国外から帰国（または再入国）して日本国内に住所を定める場合は、転入の手続きが必要です（※）。転入届は、住所を定める区市町村の住民登録窓口で行います。また、転入届の際、下記の書類を転入する区市町村窓口へお持ちください。

- ※1 一時帰国する場合（日本人・外国人住民の方共通）または「3月以下の在留期間」・「短期滞在の在留資格」で在留する外国人の方は除きます。
- ※2 国民健康保険、国民年金、小・中学校の入学等の手続きの詳細については転入する区市町村へお問合せください。

【必要書類】令和4年4月現在の情報です。

### □<日本人の方と外国人住民の方に共通して必要なもの>

- 届出をする（窓口に来る）方の本人確認書類（運転免許証、在留カード、特別永住者証明書など）
- 転入する方全員のパスポート（※）
- お持ちであれば、個人番号カード
- 基礎年金番号通知書、年金手帳等（帰国時、国民年金に加入する方、または任意加入中の方）
- 委任状（届出をする（窓口に来る）方が転入者と異なる世帯の場合）

※【パスポートの帰国（入国）日の確認について】

自動化ゲート等により、帰国（入国）印がパスポートに押印されていない場合は、空港でパスポートに帰国（入国）印を押印してもらってください。パスポートに帰国印が押されていない場合は、帰国日が記入されている飛行機の搭乗券の半券等もお持ちください。詳細は転入する区市町村へ事前にお問合せください。

### □<日本人の方で必要なもの>

- 戸籍謄（抄）本  
転入する方が記載された戸籍謄（抄）本をご持参ください。  
※ 謄本は全部の写し、抄本は一部の写しの意味です。本籍地のある区市町村で取得できます。
- 戸籍の附票  
転入される方が記載された戸籍の附票をご持参ください。  
※ 附票とは、住所の異動履歴が記載されているもので、本籍地のある区市町村で取得できます。
- 住民票の除票（旧氏が併記されていた方のみ）  
国外転出時に住民票に併記されていた旧氏を転入先の住民票に、引続き併記を希望する場合は、旧氏が併記された国外転出時の除票の写しをご持参ください。

### □<外国人の方で必要なもの>

- 転入する方全員の在留カードまたは特別永住者証明書
- 世帯主との続柄が確認できる書類および訳文